

## 鳥取県産業未来共創事業環境整備補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県産業未来共創事業環境整備補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、次の各号の施設の整備に係る経費を助成することにより、県内の企業活動の促進、工場周辺の環境の汚染防止及び設備運用のための環境を整備することを目的として交付する。

- (1) 鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））（（令和5年7月13日付第202300091611号）第5条第1項第1号第1号から第3号及び第9号又は鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（一般投資型））（令和5年7月13日付第202300091611号）第5条第1項第1号から第3号及び第9号に掲げる事業に属する事業による排水処理施設
- (2) 産業未来共創事業であって、鳥取県産業振興未来ビジョンのDX推進 産業スマート化プログラムに資するデータセンターによる運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設

### (定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水処理施設 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年鳥取県条例第40号）の規定（事業所等から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合にあっては、下水道法（昭和33年法律第79号）及び当該公共下水道管理者の下水道法第12条の2第3項の規定に基づく下水の水質基準を定める条例の規定）を遵守した排水処理を行うための設備をいう。
- (2) 運用環境安定化施設 データセンターが災害による電源供給の停止等に備えて整備するバックアップ電源装置、空調設備、受電通信設備及びこれらに類する設備をいう。
- (3) 研究研修施設 データセンターが高度IT人材の育成のために整備する研究研修機能を有する施設をいう。
- (4) 高付加価値化施設 データセンターにおいて情報セキュリティ対策やクラウドサービス、ビッグデータ解析など、新たな付加価値サービスを創出するための事業を行う施設をいう。

### (補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、補助事業（別表の1に掲げる事業をいう。以下同じ。）を行う事業実施主体（別表の2に掲げる者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業の実施に要する経費（別表の3に掲げるものに限る。以下「補助対象経費」という。）の額に、別表の4に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）以下とし、別表の4に定める額を限度とする。

### (補助事業の認定)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助事業について知事に申請をして、あらかじめ補助事業の認定を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、条例第3条に基づく認定の申請と同時に様式第1号により行わなければならない。
- 3 知事は、第1項の認定をした時は、様式第2号により通知するものとする。
- 4 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業認定の辞退)

第6条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により、知事に届け出なければならない。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(2) 別表に掲げる補助事業及び事業実施主体の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

(3) 鳥取県産業未来共創条例(令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。)第4条第1項第1号に定める要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、前条第1項の認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(認定事業の変更)

第7条 認定事業者は、補助事業について補助対象経費の額の2割以上の変更をしようとするときは、知事に申請をして、あらかじめ承認(以下「認定変更承認」という。)を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割未満であっても増額を伴う場合は知事に届け出なければならない。

2 前項の申請は、様式第4号により行わなければならない。なお、前項のただし書き以下については様式第4号を準用するものとする。

3 知事は認定変更承認をしたときは、様式第5号により通知するものとする。

(交付申請の時期等)

第8条 本補助金の交付申請は、認定事業者が条例第4条に基づく補助金の交付申請と同時に行わなければならない。ただし、別表の2に掲げる要件を満たしていない者にとっては、認定要件を満たした時期以降に申請を行うものとし、条例第4条に基づく補助金の額を除くものとする。

2 規則第5条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第6号によるものとする。

3 規則第5条に規定する申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設及びこれらの施設に係る設備の概要を明らかにした図面

(2) 排水処理施設、運用環境安定化施設、研究研修施設又は高付加価値化施設の整備に係る売買契約書、工事請負契約書、領収書等の投資額を証する書類の写し

(3) 第5条第3項及び前条第3項に規定する通知の写し

(交付決定の時期等)

第9条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から45日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第7号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、第8条第1項の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(補助事業実施者の責務)

第11条 本補助金の交付を受けた者は、補助事業完了の日から7年間補助事業に係る産業成長事業を継続して営むよう努めなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この要綱の目的を達成するため、経済情勢、雇用情勢その他の社会情勢の変化等を勘案し、この要綱の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この改正は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年10月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地事業環境整備補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項の知事の認定を受けた補助事業に係る旧要綱第4条の補助金については、改正後の鳥取県企業立地事業環境整備補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年2月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年2月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和5年7月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鳥取県産業成長事業環境整備補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項の知事の認定を受けた補助事業に係る旧要綱第4条の補助金については、改正後の鳥取県産業未来共創事業環境整備補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1	補助事業	<p>条例別表の事業区分の産業未来共創事業の成長・規模拡大型及び一般投資型に伴って行う次のいずれかの整備事業（下欄（1）の事業にあつては補助対象事業費が5千万円以上、（2）、（3）及び（4）の事業にあつては補助対象経費が1億円以上のものに限る。）</p> <p>（1）排水処理施設の整備事業                  （2）運用環境安定化施設の整備事業                  （3）研究研修施設の整備事業                  （4）高付加価値化施設の整備事業</p>								
2	事業実施主体	<p>上記1（1）～（4）の事業を行う者については、それぞれ下表の右欄に記載の条件を満たす者であること。ただし、過去2年間の事業活動に関し法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる者は除く。</p> <table border="1" data-bbox="491 633 1385 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 633 932 667">事業</th> <th data-bbox="932 633 1385 667">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 667 932 763">（1）排水処理施設の整備事業</td> <td data-bbox="932 667 1385 763">県営工業用水道から200m<sup>3</sup>/日以上給水を受ける契約をしている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 763 932 1084">（2）運用環境安定化施設の整備事業 （3）研究研修施設の整備事業</td> <td data-bbox="932 763 1385 1084">次のいずれかを満たす者 （1）県営工業団地において産業成長事業を行う者 （2）地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人が造成し、工場等の用に供し、若しくは供することと決定した一団の土地において産業成長事業を行う者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1084 932 1339">（4）高付加価値化施設の整備事業</td> <td data-bbox="932 1084 1385 1339">次のいずれかを満たす事業を行う県内中小企業 （1）投下固定資産額が10億円以上、正規雇用者が30人以上であること （2）投下固定資産額が20億円以上、正規雇用者が10人以上であること</td> </tr> </tbody> </table>	事業	条件	（1）排水処理施設の整備事業	県営工業用水道から200m <sup>3</sup> /日以上給水を受ける契約をしている者	（2）運用環境安定化施設の整備事業 （3）研究研修施設の整備事業	次のいずれかを満たす者 （1）県営工業団地において産業成長事業を行う者 （2）地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人が造成し、工場等の用に供し、若しくは供することと決定した一団の土地において産業成長事業を行う者	（4）高付加価値化施設の整備事業	次のいずれかを満たす事業を行う県内中小企業 （1）投下固定資産額が10億円以上、正規雇用者が30人以上であること （2）投下固定資産額が20億円以上、正規雇用者が10人以上であること
事業	条件									
（1）排水処理施設の整備事業	県営工業用水道から200m <sup>3</sup> /日以上給水を受ける契約をしている者									
（2）運用環境安定化施設の整備事業 （3）研究研修施設の整備事業	次のいずれかを満たす者 （1）県営工業団地において産業成長事業を行う者 （2）地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人が造成し、工場等の用に供し、若しくは供することと決定した一団の土地において産業成長事業を行う者									
（4）高付加価値化施設の整備事業	次のいずれかを満たす事業を行う県内中小企業 （1）投下固定資産額が10億円以上、正規雇用者が30人以上であること （2）投下固定資産額が20億円以上、正規雇用者が10人以上であること									
3	補助対象経費	次に掲げる経費。ただし、県による他の補助金等の補助対象の経費を除く。								

		<p>(1) 排水処理施設の整備に要する経費（機械装置本体及び本体に付帯する償却資産に係る経費、専ら排水処理施設の用に供する建物の建築費、機械装置等の設置に要する工事費等を対象とし、土地代及び生産施設と一体化した建物の建築費を除く。）</p> <p>(2) 運用環境安定化施設の整備に要する経費（機械装置本体及び本体に付帯する償却資産に係る経費、専ら運用環境安定化施設の用に供する建物の建築費、機械装置等の設置に要する工事費及び関連経費等を対象とし、土地代及び運用環境安定化施設の用以外に供する施設と一体化した建物の建築費を除く。）</p> <p>(3) 研究研修施設の整備に要する経費（設備本体及び本体に付帯する償却資産に係る経費、専ら研究研修の用に供する建物の建築費、機械装置等の設置に要する工事費及び関連経費等を対象とし、土地代及び研究研修施設の用以外に供する施設と一体化した建物の建築費を除く。）</p> <p>(4) データセンター高付加価値化サービス事業を行うための施設整備に要する経費（設備本体及び本体に付帯する償却資産に係る経費、専らデータセンター高付加価値化の用に供する建物の建築費、機械装置等の設置に要する工事費及び関連経費等を対象とし、土地代及びデータセンター高付加価値化の用以外に供する施設と一体化した建物の建築費を除く。）</p>																											
4	補助率及び補助上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 排水処理施設の整備事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県営工業用水道から200m<sup>3</sup>/日以上300m<sup>3</sup>/日未満の給水を受ける契約をしている者</td> <td>1/4</td> <td>2,500万円</td> </tr> <tr> <td>県営工業用水道から300m<sup>3</sup>/日以上500m<sup>3</sup>/日未満の給水を受ける契約をしている者</td> <td>1/4</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>県営工業用水道から500m<sup>3</sup>/日以上1,000m<sup>3</sup>/日未満の給水を受ける契約をしている者</td> <td>1/3</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>県営工業用水道から1,000m<sup>3</sup>/日以上以上の給水を受ける契約をしている者</td> <td>1/2</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td>(2) 運用環境安定化施設の整備事業</td> <td>1/2</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>(3) 研究研修施設の整備事業</td> <td>1/2</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>(4) 高付加価値化施設の整備事業</td> <td>1/2</td> <td>5億円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補助率	補助上限額	(1) 排水処理施設の整備事業			県営工業用水道から200m <sup>3</sup> /日以上300m <sup>3</sup> /日未満の給水を受ける契約をしている者	1/4	2,500万円	県営工業用水道から300m <sup>3</sup> /日以上500m <sup>3</sup> /日未満の給水を受ける契約をしている者	1/4	5,000万円	県営工業用水道から500m <sup>3</sup> /日以上1,000m <sup>3</sup> /日未満の給水を受ける契約をしている者	1/3	1億円	県営工業用水道から1,000m <sup>3</sup> /日以上以上の給水を受ける契約をしている者	1/2	2億円	(2) 運用環境安定化施設の整備事業	1/2	5億円	(3) 研究研修施設の整備事業	1/2	5億円	(4) 高付加価値化施設の整備事業	1/2	5億円
区 分	補助率	補助上限額																											
(1) 排水処理施設の整備事業																													
県営工業用水道から200m <sup>3</sup> /日以上300m <sup>3</sup> /日未満の給水を受ける契約をしている者	1/4	2,500万円																											
県営工業用水道から300m <sup>3</sup> /日以上500m <sup>3</sup> /日未満の給水を受ける契約をしている者	1/4	5,000万円																											
県営工業用水道から500m <sup>3</sup> /日以上1,000m <sup>3</sup> /日未満の給水を受ける契約をしている者	1/3	1億円																											
県営工業用水道から1,000m <sup>3</sup> /日以上以上の給水を受ける契約をしている者	1/2	2億円																											
(2) 運用環境安定化施設の整備事業	1/2	5億円																											
(3) 研究研修施設の整備事業	1/2	5億円																											
(4) 高付加価値化施設の整備事業	1/2	5億円																											

備考

- 「県内中小企業」とは、資本金の額又は出資の額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内に設置しているものをいう。
- 「正規雇用者」とは、雇用期限の定めのない雇用者であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である者をいう。